

無実を訴える高橋和利さんへの死刑判決

疑わしきはこれを罰す？

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）
東京都荒川区南千住 1-59-6-302

街に行く皆さん。10月30日に、鶴見事件の控訴審判決が東京高裁でありました。強盗殺人罪で一番で死刑判決を言い渡された高橋和利さんの無実を確信する弁護士、支援者が、息をひそめて見つめた中西武夫裁判長の口から出た言葉は「控訴を棄却します（一番同様死刑）」というものでした。傍聴席からは、深い驚きと怒りのためいきが漏れました。

☆☆☆

鶴見事件とは、1988年6月20日、横浜市鶴見区で金融業者夫婦が殺害され、1200万円奪われた事件です。強盗殺人事件で起訴された高橋和利さんは、「現場に行ったらご夫婦が死んでいました。資金繰りに追われていた私は（きっかけは、困っている妹を見かねて義弟に1千数百万円資金援助をしたこと）、とっさに魔がさしてしまい、その場にあった金を持って逃げました。しかし殺したのは絶対私ではありません」と、以後一貫して殺人について無実を主張しています。

☆☆☆

凶器がバールとドライバーであるという調書が、高橋さんの「自白」として作られましたが、遺体の損傷と合いません。夫を殺害した後、外出先から帰った妻を殺害したという調書も作られています。妻が外出した形跡は全くありません。

中西裁判長は「一人でも同時に複数の凶器を使って、2人を殺害することは可能でもある」とずさん極まりないあいまいな認定をしています。

また、「自白は真実でないものが含まれている。取調官が誘導を行ったと推定できる」と自白の信用性に疑問も示しています。

自白が真実でないということは、高橋さんが犯人でないので「真実」を「自白」することができなかったからではないでしょうか。事実高橋さんは「殴る蹴るの暴行を加えられ、捜査官の作文が『自白』になってしまった」と訴えています。

にもかかわらず、中西裁判長は高橋さんに死刑の宣告をしました。凶器も殺害行為の状況についても何も解明されていないのに、一人の人間を国家が殺すと明言したのです。「疑わしきはこれを罰せず」という刑事裁判における大原則はどこに行ってしまったのでしょうか。

この事件では主任弁護士がその著書『無実でも死刑、真犯人はどこに』（現代企画室）の中で「真犯人」の可能性のある別の人物を挙げてまでするのです。しかし裁判長は、「何者かが事務所に入って被害者兩名を殺害し、そのまま立ち去った後、被告人が事務所を訪れ、死体を発見し、現金を持ち去る、という想定は非現実的であってこの可能性は零に等しいくらい低い（30

分位の時間枠において) 」ので、犯人は高橋さんであるとしたのです。

☆☆☆

死刑制度を考える時、誤判の問題は深刻です。人間のやることで100%正しいということはありません。執行されてしまったら、とりかえしがつきません。イギリスでは、処刑後に無実が明らかになった事件が、死刑制度を廃止するきっかけになりました。

「無実でも死刑」になりそうな高橋さんの心情は、察するに余りあります。

とりかえしのつかない「死刑制度」について、もう一度考えてみませんか。